

国税の申告に国税電子申告・納税システムが利用できます

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、国税の申告、納税、申請・届出等の手続きを、インターネット等を利用してオンラインで行うことができます。また、国税庁HPの「確定申告書作成コーナー」を利用して作成した申告書等のデータをe-Taxで電子申告をすることができます。詳細はe-TaxのHP (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。なお、e-Taxの利用には電子証明書が必要となります。公的個人認証サービスの電子証明書は、町民生活課窓口で申請することができます。申請には住民基本台帳カード、写真付の公的な身分証明書(運転免許証等)、手数料等が必要です。詳しくは役場町民生活課(電話66-3114)までお問い合わせください。

※ 電子証明書を利用するためには対応する「ICカードリーダライタ」を整備する必要があります。

事故ゼロへ心をつなごう 手をつなごう

平成18年12月13日から12月22日まで、年末の交通安全県民運動が実施されます。

年末のあわただしさや積雪、凍結などによる道路環境の悪化により、交通事故の多発が予想されます。

一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーの向上に取り組み、交通事故防止に努めましょう。また、年末年始は飲酒運転の機会が多くなります。

1. 酒を飲んだら運転しない
2. 運転するなら酒を飲まない
3. 運転する人に酒をすすめない
4. 飲酒運転を許さない

の「飲酒運転四ない運動」の徹底をお願いします。

お問い合わせ先

鳥取県交通対策協議会
TEL 0857-26-7159

年末年始のお知らせ

年末年始の休業をお知らせします。

【クリーンセンター】
可燃ごみの受け入れは次の期間休業します。
収 集 12月30日～1月3日
直接搬入 12月30日～1月3日

【し尿の汲み取り】
業者の休業日は次のとおりです。
12月30日～1月4日

年末は混雑が予想されますので、お早めにご連絡ください。

【ふれあいバス】
次の期間運休となります。
12月30日～1月3日

【図書館】
次の期間休館となります。
12月28日～1月4日



鳥取県の産業別最低賃金が改定されます

平成18年12月20日から「鳥取県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金」が1時間714円、同じく「鳥取県各種商品小売業最低賃金」が1時間685円に改定されます。

平成18年12月20日以降の鳥取県の最低賃金は次のとおりです。

- 鳥取県最低賃金 1時間 614円
- 産業別最低賃金
 - ・鳥取県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金 1時間 714円
 - ・鳥取県各種商品小売業最低賃金 1時間 685円

お問い合わせ先

鳥取県労働局労働基準部賃金室
TEL 0857-29-1705

1月10日は「110番の日」です～地域を守るホットライン～

「110番」は、あなたと警察を結び緊急電話です。「110番」をすると、係官が状況をお尋ねしますので、あせらず指示に従ってください。

携帯電話から110番をされる場合、県境付近からの通報は他県の警察本部にかかることがありますが、あわてずにお話ください。

緊急でない相談事、お問い合わせ先

米子警察署 TEL 33-0110
総合相談電話 TEL 0857-27-9110

その他のご相談

性犯罪110番 TEL 0857-22-7110
少年相談 TEL 0857-29-0808
TEL 31-1574
暴力相談電話 TEL 0857-21-6413
TEL 0120-19-8930
暴力団離脱相談電話 TEL 0120-33-8704

大山周辺のドライブ情報をチェック! 大山ドライブNavi

山陰・鳥取・大山の道路情報サイト「大山ドライブNavi」が開設されました。

多数のライブカメラ映像のほか、災害情報、通行止め情報、迂回情報、駐車場情報など、冬季にはチェーン着脱場情報、スキー場の駐車場案内など季節ごとの情報提供、さらに、国立公園大山周辺の景観情報などもご案内し、大山周辺ドライブの総合情報サイトとして便利にご利用いただけます。

大山ドライブNaviホームページ

<http://daisen-drive.tottori.net/>
旅先からは携帯サイトから最新情報をご覧ください。

携帯URL

<http://daisen-drive.tottori.net/m/>

お問い合わせ先

鳥取県西部総合事務所
県土整備局計画調査課
TEL 31-9721、FAX 33-4110

給与の源泉所得税の納付期限を忘れずに!

給料・賞与に関わる源泉所得税の納付期限は次のとおりです。

- 毎月納付の方
平成18年12月支給分
納付期限 平成19年1月10日(水)
- 納付特例の方
平成18年7月から12月支給分
納付期限 平成19年1月10日(水)
- 納付特例の方で延長申請されている方
平成18年7月から12月支給分
納付期限 平成19年1月22日(月)
(平成18年12月31日現在において源泉所得税の滞納がない方に限られます。)

注意

納付すべき税額がない場合でも、給与等の支払いがあれば、納付書を作成の上税務署へ直接提出してください。



お問い合わせ先

米子税務署法人税第一部門
TEL 32-4121

住民基本台帳カードをご存知ですか

住民基本台帳カード(以下、「住基カード」という。)は、名前、生年月日、性別、住所を記載したカードで、写真付と印字だけが記載されたものの2種類あります。

運転免許証をお持ちでない方は、本人確認書類の提示でお困りになったことがあるかもしれませんが、写真付の住基カードは運転免許証と同様に公的証明書として利用でき、大変便利です。

例えば印鑑登録をされる時などで本人確認書類として利用できます。また、金融機関では、平成19年1月4日から10万円を超える現金の振込みは、窓口でしかできなくなり、本人確認書類の提示が必要となりますが、本人確認書類の一つとして住基カードが利用できます。(※預貯金口座を通じて振り込む場合は、ATM・窓口両方で今までどおり振り込めます。)

住基カードの有効期間は10年間で、手数料は500円です。

お問い合わせ先

町民生活課 TEL 66-3114

住民基本台帳の一部の写しの閲覧が制限されます

住民基本台帳法の一部が改正され、平成18年11月1日から住民基本台帳の一部の写しの閲覧が制限されることになりました。今までは申請すれば誰でも閲覧できましたが、これからは次の場合に限られます。

- ① 国又は地方公共団体が法令の定める事務を行うために必要な場合
- ② 次の活動などで閲覧することが必要であるとの申し出があり、かつ、町長がその申し出を相当と認める場合

- ・統計、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高いと認められる場合
- ・公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるもの
- ・営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として必要な場合

また、年に最低1回は、閲覧の申請状況を公表(申請者の名前、理由等)します。

除雪作業にご理解とご協力をお願いします

降雪や積雪は、渋滞や事故など道路交通に大きな支障となります。

町では除雪の積雪基準を15cmとして、鋭意、除雪を行い、安全な通行の確保に努めますので、次のようなご協力をお願いします。

- ・路上駐車はしないようにしましょう。
- ・道路には除雪時に支障となるようなものを置かないようにしましょう。
- ・除雪によって水路がせき止められてしまった時は、地元で取り除いてください。
- ・木の枝や竹などに雪が積もって道路をふさぐことがないように切り除いておきましょう。
- ・家の出入り口を除雪によってふさぐ場合があります。各ご家庭で除雪をお願いします。

お問い合わせ先 建設課 TEL 66-3115

